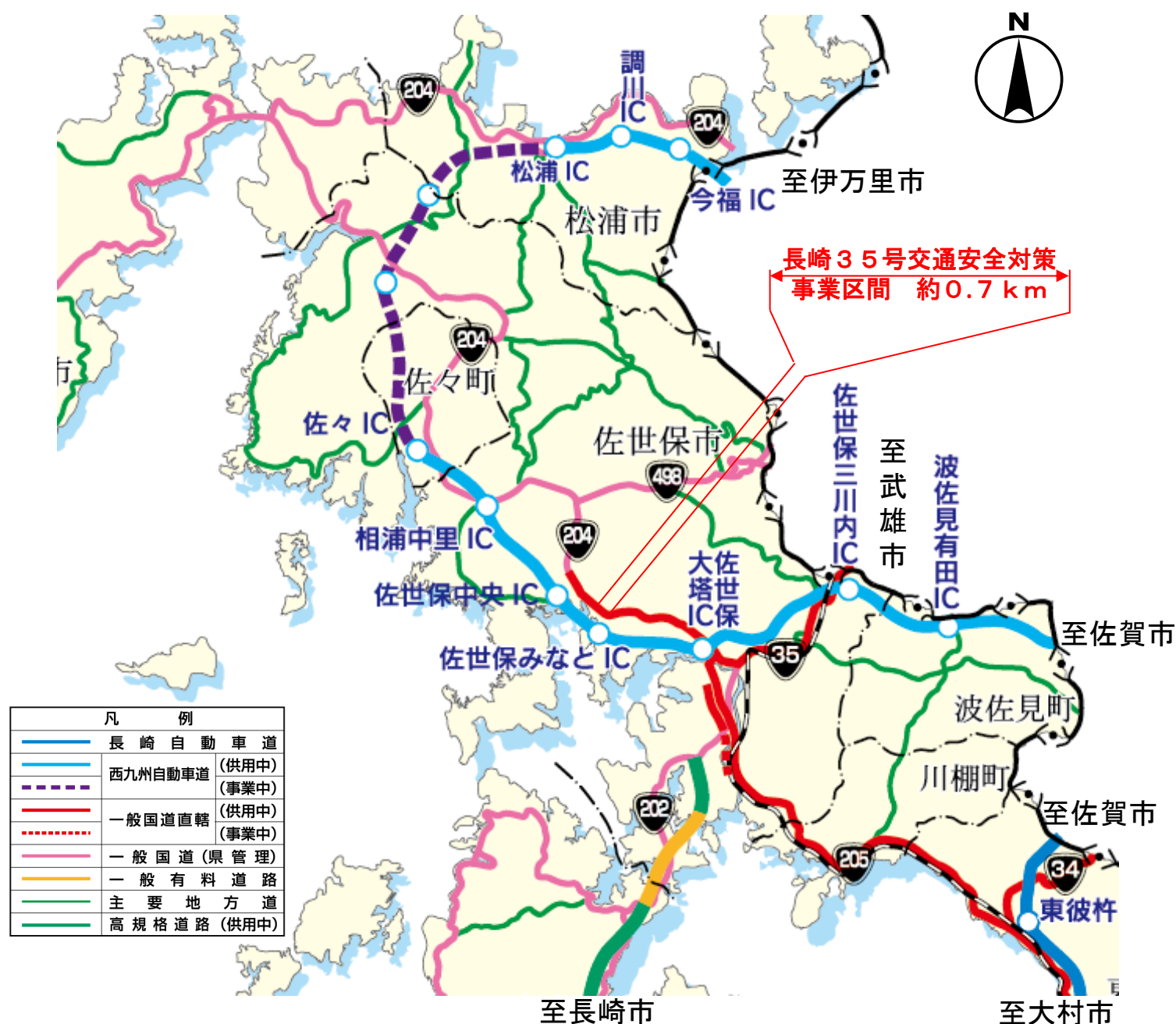


長崎 35 号交通安全対策について 都市計画事業承認が告示されました

長崎 35 号交通安全対策 福石地区交差点改良及び潮見地区交差点改良は、国道 35 号と市道が交わる交差点の右折車線の増設やバス停車帯の設置等により通行阻害を緩和し、事故防止を目的とした事業です。

今回、長崎 35 号交通安全対策の延長約 0.7 km について、令和 7 年 10 月 8 日に都市計画事業承認が告示されました。



都市計画事業承認とは？

- 都市計画事業承認とは、都市計画に定められた都市施設の整備を行うにあたり、円滑かつ着実な事業実施を図るために、施行者が国土交通大臣からの承認を受け、事業を施行する手続きです。
- 都市計画法第59条に基づき、都市計画で定められた道路(都市施設)について、国土交通大臣が事業を施行することの承認を、このたび受けたものです。
- 都市計画事業承認の告示後は、以下に示す都市計画法に基づく法的効果が生じます。

(1) 建築等の制限(65条)

事業地内の土地建物などについて、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行う場合は、佐世保市長の許可が必要となります。

(2) 土地建物等の先買い(67条)

施行者公告以降(公告日の翌日から起算して10日を経過した後)は、事業地内において土地建物などを有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届けて頂く必要があり、届出後30日以内は売買が行えない等の制限がございます。

(3) 土地の買取請求(68条)

事業地内の土地で収用の手続きが保留されている土地の所有者は、施行者に対しその土地を時価で買いとるよう請求できます。なお、買い取る土地価格は所有者と施行者とが協議して定めることとされています。

都市計画事業承認【長崎35号交通安全対策 福石地区交差点改良及び潮見地区交差点改良】

令和7年10月8日に都市計画事業承認の告示がされました。都市計画事業承認の内容と都市計画法上の効果・制限は以下のとおりです。

種類	佐世保都市計画道路事業
名称	3・4・2号佐世保縦貫線
収用の部分	長崎県佐世保市 稲荷町、福石町、若葉町及び潮見町 各地内
使用の部分	長崎県佐世保市 稲荷町 地内
保留の部分	長崎県佐世保市 稲荷町、福石町、若葉町及び潮見町 各地内
都市計画法上の制限	都市計画事業上の制限は下記のとおり 1. 建築等の制限（都市計画法第65条） 2. 土地建物等の先買い（都市計画法第67条） 3. 土地の買取請求（都市計画法第68条）
問合せ先	事業計画に関する場合 長崎河川国道事務所 計画課 電話 095-839-9861 用地補償、土地収用に関する場合 長崎河川国道事務所 用地第一課 電話 095-839-9853

【都市計画法上の効果・制限】

1. 建築等の制限（都市計画法第65条）

事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする場合は、佐世保市長の許可が必要になります。
2. 土地建物等の先買い（都市計画法第67条）

施行者公告以降（公告日の翌日から起算して10日を経過した後）は、事業地内の土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届けて頂く必要があり、届出後30日以内は売買が行えない等の制限がございます。

提出先：長崎河川国道事務所 用地第一課

※届出を郵送で行う場合は、届出書「譲り渡そうとする者」氏名欄の下に連絡先をご記入ください。

※届出に対する通知を受け取る者が届出書「譲り渡そうとする者」の代理人である場合は、届出の際に委任状を添付して下さい。
3. 土地の買取請求（都市計画法第68条）

事業地内の土地で収用の手続きが保留されているものの所有者は、施行者に対しその土地を時価で買い取るよう請求できます。

なお、買い取る土地価格は所有者と施行者とが協議して定めることとされています。

ただし、その土地に他人の権利が設定されている場合やその土地に建物や工作物、立木がある時は請求することができませんのでご注意ください。